政令

内閣官房組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百一号

内閣官房組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「四十四人」を「四十五人」に改め、同項ただし書中「二十七人」を「二十六人」に改める。

第八条第三項中「六十二人」を「六十九人」に改める。

附則第三項中「一人は、平成二十六年三月三十一日」を「二人は、平成二十九年三月三十一日」に改める。

附則第四項を削る。

附則第五項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を附則第四項とする。

附則第六項を附則第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　第八条の内閣参事官（同条第三項ただし書の規定により置かれるものを除く。）のうち二人は、平成二十八年三月三十一日まで置かれるものとする。

附則第七項中「より置かれるもの」の下に「及び前項に規定するもの」を加える。

附則第九項中「六十二人」を「六十九人」に、「六十一人」を「六十八人」に改める。

附　則

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府本府組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二号

内閣府本府組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

金融庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三号

金融庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十三条第五項及び第六十三条第四項並びに金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）第十九条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「四人（うち一人」を「五人（うち二人」に改める。

附則第五条第二項、第六条及び第八条中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

消費者庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四号

消費者庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第六十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「三人」を「四人」に改める。

附　則

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三